

Ⅱ 地域密着型通所介護の創設

平成 28 年 4 月 1 日から、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び関係政省令の一部改正により、地域密着型通所介護の創設（小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行）が施行される。

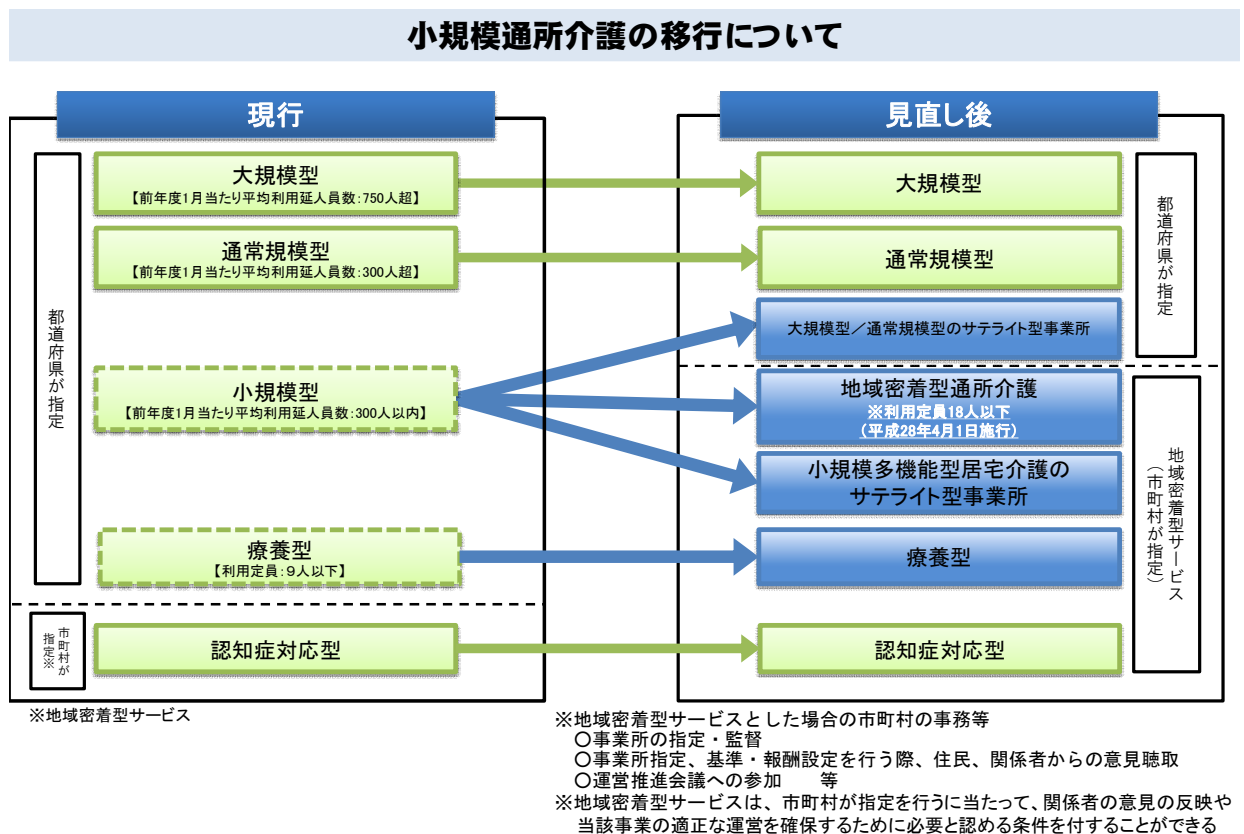
この地域密着型通所介護の創設（小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行）に伴う指定に係る留意事項等については、これまでの社会保障審議会介護給付費分科会、全国介護保険担当課長会議、同会議資料に関する Q & A、政省令公布通知等により随時お示ししてきたところであるが、今般、都道府県及び市町村における業務の参考に資するよう、これまでお示ししてきた内容のうち主なものを中心に下記のとおりまとめたので、参考にされたい。現時点の考え方を取りまとめたものであり、今後、一部変更があり得る旨留意願いたい。

なお、指定都市及び中核市においては、特段の事務の変更はないが、施行に向けて引き続き必要な事務について、遺漏なきようお願いする。

(1) 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービス等への移行（全体像）

（基本的枠組み）

- 小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型サービスに移行する。
- また、小規模な通所介護事業所の移行については、通所介護（大規模型・通常規模型）事業所や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所へ移行することも選択肢の一つである。
- 利用定員 9 名以下である療養通所介護も、地域密着型サービスへ移行する。



【参考】地域密着型通所介護に関する規定（抜粋）

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

第八条（略）

2～6（略）

7 この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が厚生労働省令で定める数以上であるものに限る、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

8～16（略）

17 この法律において「地域密着型通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が第七項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限る、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（抄）

附則

（地域密着型通所介護に関する経過措置）

第二十条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の際現に介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けている通所介護（利用定員が第六条の規定（中略）による改正後の介護保険法（以下「第六号新介護保険法」という。）第八条第七項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限る。次項において同じ。）の事業を行う者は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）において当該事業を行う事業所の所在地の市町村（第六号施行日の前日において当該市町村以外の市町村（中略）が行う介護保険の被保険者が当該事業を行う者が行う通所介護を利用していた場合にあっては、当該他の市町村を含む。）の長から第六号新介護保険法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護に係る第六号新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が第六号施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第二十一条 第六号施行日から起算して一年を超えない期間内において第六号新介護保険法第七十八条の二第四項第一号並びに第七十八条の四第一項及び第二項に規定する市町村の条例（地域密着型通所介護に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間は、第六号新介護保険法第七十八条の二第五項及び第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

(2) 地域密着型通所介護への移行・経過措置

小規模な通所介護を地域密着型通所介護として市町村に円滑に移行するため、市町村及び通所介護事業者の事務負担の軽減を図る観点から、地域密着型通所介護の指定については、次の通り、みなし指定の枠組みを設けているところである。

① 地域密着型通所介護に係るみなし指定

（みなし指定の効力の範囲）

○ 小規模な通所介護事業所については、地域密着型通所介護への移行に際し、

i 事業所の所在地の市町村の長から指定を受けたもの

ii 平成28年3月31日において当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた（利用契約が有る）場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたもの

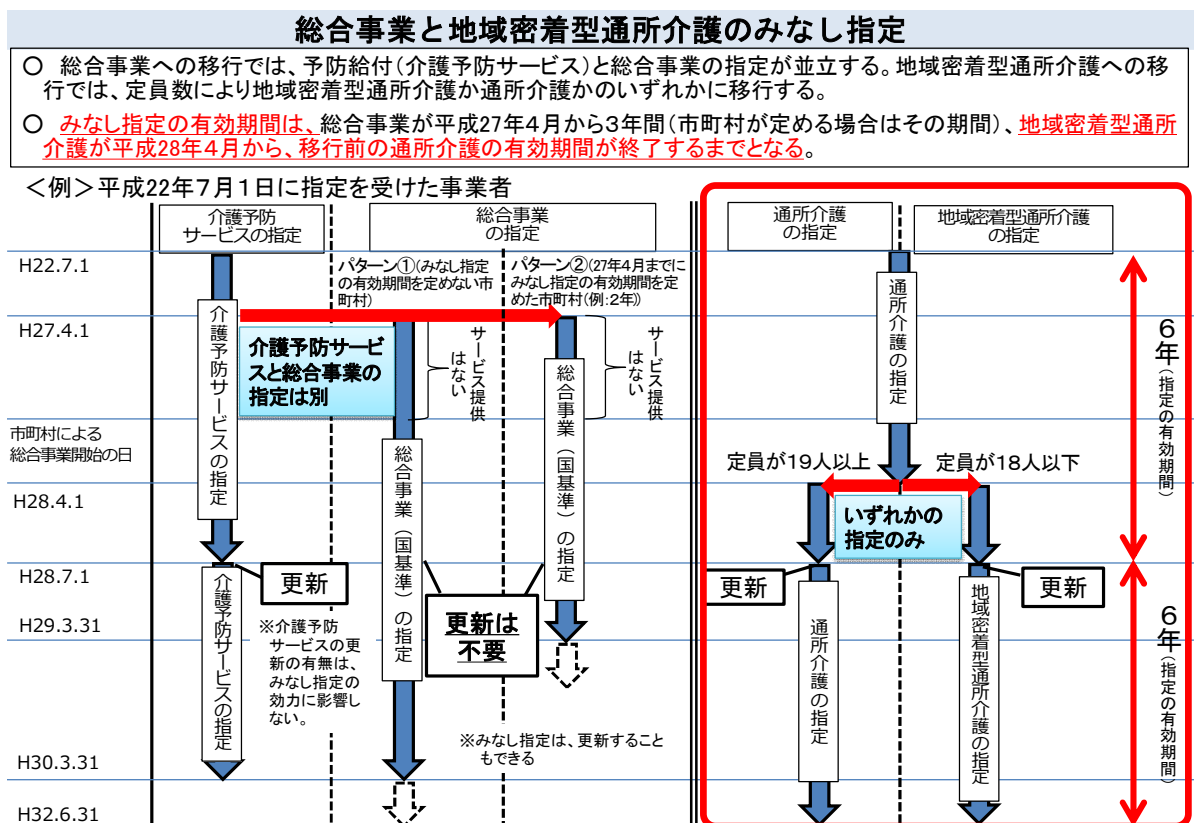
（※1、2）

とみなす（医療介護総合確保推進法附則第20条）こととしているため、新たな指定の申請は不要である。また、地域密着型通所介護に位置づける際の判断基準となる利用定員については、事業所が改めて届出を行う場合（※3）を除き、現在届出がなされている利用定員で判断することとしており、事業所は特段の手続きを行う必要はない。なお、休止中の事業所についても、地域密着型通所介護のみなし指定の対象となる。

- ※1 平成28年3月31日において、他市町村（ア）の被保険者Aが地域密着型となる通所介護事業所を利用している場合は、当該通所介護事業所は他市町村（ア）のみなし指定を受けるが、これは当該他市町村（ア）の当該利用者Aのみについてであり、当該利用者A以外の他市町村（ア）の別の利用者B（施行後に新たに利用する者）については、みなし指定の効果は及ばない（Bが利用するためには、改めて当該利用者Bについて他市町村（ア）の地域密着型の指定を受ける必要がある）。
- ※2 住所地特例の対象者が、施設所在市町村でも保険者市町村でもない市町村に所在する地域密着型となる通所介護事業所を利用していた場合においては、当該者について保険者市町村による指定があったものとみなされる。
- ※3 地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされた事業者については、地域密着型通所介護に係る規定の施行日（平成28年4月1日）に、居宅サービスの通所介護の指定の効力が失われることとされている（医療介護総合確保推進法附則第20条第2項）ため、現在その利用定員は18人以下であるが、引き続き居宅サービスの通所介護として事業を行う事業者は、平成28年3月31日までにその利用定員を19人以上に変更し、都道府県知事にその旨を届け出る必要がある。

（みなし指定の有効期間）

- 地域密着型通所介護に係るみなし指定については、施行日から効力を生じるものだが、その有効期間の満了日は改正前の通所介護の指定を受けた日から6年経過した日までとする（上記の効力の範囲の i、ii いずれの場合も同様）（政令）。



(他市町村における指定事業者の指定)

- 地域密着型サービスについては、その市町村の被保険者のみがサービス利用可能（その市町村の同意を得た上で他の市町村が指定すれば、他の市町村の被保険者が利用することも可能）となっている。
- 現行の通所介護においては、他市町村に所在する事業所についても利用することが可能となっており、地域密着型通所介護においても、市町村境に所在する事業所など他市町村の被保険者が利用する場合は生じると考えられる。
- 施行時の経過措置において、平成28年3月31日以前の既存の利用者については、それぞれの保険者である市町村の指定があったものとみなされるため、事業所の所在市町村の被保険者だけでなく、当該市町村以外の他の市町村の被保険者も引き続き利用することが可能となっている。
- 一方、平成28年4月以降に指定された事業者については、当該経過措置の対象とならず、また、有効期間の満了日以降はみなし指定の事業者についても、それぞれの市町村に更新申請が必要になる（例えば、当該事業所のサービスを利用する要介護者に他市町村の被保険者がいる場合には、当該他市町村にも更新申請を行う必要がある。）。
- 保険者である市町村は、他の市町村に所在する事業者のサービスを利用する被保険者の利便の観点から、当該事業所の指定の更新について配慮することが適当である。また、事業所も、所在市町村以外の市町村の利用者がいる場合は、当該他の市町村への更新申請の手続きを行うことが適当である。
- なお、他市町村に所在する地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所の指定の手續並びにその簡素化に関する事項については、介護保険最新情報 Vol. 216、463（平成23年6月22日、平成27年4月10日発出）において、周知を行っているので参考にされたい。

(みなし指定を希望しない通所介護を行う事業者の申出)

- 医療介護総合確保推進法附則第20条によるみなし指定を希望しない通所介護を行う事業者は、同条ただし書きの申出を行って、みなし指定を受けないことが可能である。申出については、当該事業所が所在する都道府県知事及び市町村長（他の市町村の被保険者が利用している場合には、当該他市町村長）に提出することになっているが、当該申出については施行日以降に都道府県が取りまとめて、それを踏まえて、事業所台帳を作成し、都道府県から国民健康保険団体連合会に事業者情報を送付することになる。

- 通所介護事業者は当該申出を行う際には、例えば、当該事業者が他のサービスに移行するなどにより、利用者がサービスを継続して利用できなくなる懸念があるため、当該利用者が他事業所等において継続的に同様のサービスを受けることができるよう、予め当該通所介護事業者が利用者やケアマネジメントを行う居宅介護支援事業所等と十分に調整する必要がある。また、当該申出があった場合には、利用者が継続的にサービスを受けることができるよう、事前に利用者や居宅介護支援事業所に周知するなど、市町村においても必要な措置を講じていただくようお願いする。
- 当該申出に係る規定については、平成 26 年 6 月 25 日から施行され、その申出は平成 28 年 3 月 31 日までに行われることとなっていることから、市町村及び都道府県においては、通所介護事業者から当該申出があった場合には、円滑な移行が図られるよう上記のとおり適切に対応されたい。
- みなし指定の辞退については、
 - ・ 当該申出に係る指定居宅サービス事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所
 - ・ 医療介護総合確保推進法附則第 20 条第 1 項本文に係る指定を不要とする旨を記載した申出書を当該申出に係る事業所の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長に提出して行う（指定都市等の区域に所在する事業所に係る申出については、指定都市等の長に提出して行う）こととしているが、この取扱いは、あくまで、みなし指定の辞退であり、別途廃止届は提出する必要がある。（単に事業所を廃止する場合は廃止届のみの提出でよい。）

（例）同一法人が経営する Y 事業所（利用定員が 18 人以下の通所介護事業所）を X 事業所（利用定員が 19 人以上の通所介護事業所）のサテライト事業所とする際には、Y 事業所のみなし指定の辞退と同時に、Y 事業所の廃止届、X 事業所の名称所在地の変更届の提出が必要であるが、Y 事業所をサテライト事業所とすることの適否について指定権者に事前に相談するよう指導することが適当である。

② 地域密着型通所介護に係る指定事業者の基準の経過措置

（基準に係る経過措置）

- 地域密着型通所介護に係る指定を受けた事業者が提供するサービスの基準については、他の地域密着型サービスと同様、その基準については国が定めたものを勘案して市町村が条例で定めるものとされている。
- 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービス等への移行は、平成 28 年 4 月 1 日に施行されるが、市町村における指定基準の条例制定については施行から 1 年間の経過措置を設けているため、最も遅い場合には、平成 29 年 3 月 31 日施行で指定基準の条例を制定することも可能である。

○ この場合、平成 29 年 3 月 30 日までの間であって、市町村において指定基準の条例を制定施行していない間については、厚生労働省令で定める基準を適用することとなる。

※ 平成 28 年 4 月 1 日の施行と同時に、市町村が指定基準の条例制定する場合でも、平成 28 年 4 月 1 日にみなし指定された事業所が、市町村が定めた基準を満たしていない場合、直ちに指定の取消を行うことは適当ではなく、市町村が基準を定める際には、みなし指定を受けている事業者の状況を踏まえ、適切な経過措置を定めることが必要である。

○ 社会保障審議会介護給付費分科会の答申を経た地域密着型通所介護の基準及び介護報酬に係る省令及び告示の改正案は既にお示ししている（※）が、地域密着型通所介護の施行による指定基準の一部改正に伴って条例改正を要することを踏まえ、その公布については、各市町村における準備期間等にも配慮しつつ、年明け早々を目途に行うこととしているのでご留意されたい。

なお、当該新旧案の改正内容については、決定されたものでないこと、及び、今後、追加・削除・変更も含め、修正があり得ることに留意されたい。

※ 基準省令 → 第 1 1 8 回社会保障審議会介護給付費分科会（H27. 1. 9） 参考資料 1

※ 報酬告示 → 第 1 1 9 回社会保障審議会介護給付費分科会（H27. 2. 6） 資料 1 - 3

（留意事項）

○ (3)①のとおり、認知症対応型通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成 28 年度から「運営推進会議」の設置を義務づけるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定について所要の基準改正を行う予定である。市町村においては、指定基準の条例制定に当たって、当該規定が地域密着型通所介護とは異なり、施行から 1 年間の経過措置が設けられていないことに留意しつつ、指定基準の条例の改正について遺漏のないよう進めていただきたい。

○ また、都道府県における現行の通所介護に係る指定基準の条例については、小規模な通所介護（※ 1）や療養通所介護に関する規定の削除、介護予防通所介護の基準改正（※ 2）等、条例改正が必要であるが、当該規定に係る経過措置は設けられていないため、都道府県においても指定基準の条例改正の準備について遺漏のないよう進めていただきたい。

※ 1 利用定員 10 名以下の事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか 1 名の配置で可としている規定。

→ したがって、通所介護（大規模型・通常規模型）事業所は利用定員 19 名以上のみとなることから、全ての事業所において看護職員と介護職員いずれも配置が必要になることを念のため申し添える。

※2 指定通所介護事業所が指定介護予防通所介護の指定を併せて受けて一体的に運営されている場合は、指定介護予防通所介護の設備・人員基準を満たすことで足りるとしている規定。

(3) 地域密着型通所介護に係る指定事業者の基準・介護報酬

地域密着型通所介護に係る指定を受けた事業者が提供するサービスの基準や介護報酬については、他の地域密着型サービスと同様、その基準については国が定めたものを勘案して市町村が条例で定めるものとされ、介護報酬については原則国が定めるものとされている。

① 国が定める基準

(地域密着型通所介護に係る新たな基準の創設)

- 平成 28 年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保する運営推進会議の設置など新たに基準を設けるが、その他の基準については、現行の通所介護の基準と同様とする。また、療養通所介護についても同旨の改正を行う（平成 28 年度施行）。
- 認知症対応型通所介護に関する規定についても、平成 27 年度介護報酬改定の審議の結果、同旨の改正を行うこととしたところである（平成 28 年度施行）。

	地域との連携に関する規定		
	運営推進会議の設置 (おおむね6月に1回以上)	事業運営にあたっての 地域との交流	事業所と同一の建物に居住する 者以外へのサービス提供に 関する努力義務規定
地域密着型通所介護(新設)	○	○	○
療養通所介護(新設)	○(*)	○	○
認知症対応型通所介護	○	(既に規定あり)	○

(運営推進会議の設置)

- 地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護における運営推進会議については、事務負担軽減の観点から、他の地域密着型サービスの運営推進会議等の開催回数(※)より緩和し、概ね6月に1回以上開催することとしている。

※ 療養通所介護については、現行上の基準に規定されている「安全・サービス提供管理委員会」が担う機能を平成 28 年度以降も引き続き求めることとし、運営推進会議の設置に関する事項については一定の配慮をし、概ね 12 月に 1 回以上とする。

※ 他の地域密着型サービスの運営推進会議等の開催回数

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	}	概ね 3 月に 1 回以上
小規模多機能型居宅介護		
看護小規模多機能型居宅介護	}	概ね 2 月に 1 回以上
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		
地域密着型特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

○ 小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場合等、複数の地域密着型サービスの事業所を併設している場合には、まとめて運営推進会議を開催することも可能である。

○ なお、運営推進会議の実践例については、「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」（（社）日本認知症グループホーム協会（平成 20 年度独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業））等を参考にされたい。ただし、認知症対応型共同生活介護のように外部評価は義務づけていないことに留意されたい。

（夜間及び深夜のサービスを実施する場合の届出先の変更）

○ 指定通所介護事業所等の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合には、平成 27 年 4 月から、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事等に届け出ることとし、居宅基準を改正しているが、平成 28 年 4 月以降、地域密着型通所介護で行われる場合の届出先は市町村長となることに留意されたい。

（基準該当サービス）

○ 基準該当サービスとは、指定基準に規定された要件について、指定事業所となるには何らかの基準を満たすことが困難な事業所について、市町村の判断により、当該市町村の範囲に限って介護保険によるサービスを提供できることとしたものである。

○ 地域密着型サービスにおいては、基準該当サービスの類型を設けていないため、小規模な基準該当通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行する場合、指定基準を満たさないまま、地域密着型サービスに相当するものとして介護給付の対象とすることはできないことに留意されたい。

- ただし、指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域(※)に限って、市町村が必要と認める場合には、離島等相当サービスとして介護給付の対象とすることができる。

※ 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年3月31日厚生省告示第99号)

- ① 離島振興法により指定された離島振興対策実施地域
- ② 奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島
- ③ 山村振興法により指定された振興山村
- ④ 小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原群島
- ⑤ 沖縄振興特別措置法に規定する離島
- ⑥ 豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口が希薄であること、交通が不便であること等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの

② 介護報酬

- 基本報酬については、①地域密着型通所介護は、平成27年度介護報酬改定後の小規模型通所介護、②療養通所介護は現行の基本報酬を踏襲する。加算・減算についても同様である。

平成28年4月1日からの通所介護の基本報酬の区分について

平成28年4月1日からの通所介護の基本報酬の区分は以下のとおりとなる。

【都道府県指定】

- 通常規模型通所介護費 : 事業所における前年度の1月当たりの平均延利用者数750人以下
- 大規模型通所介護費(Ⅰ) : 事業所における前年度の1月当たりの平均延利用者数751人以上900人以下
- 大規模型通所介護費(Ⅱ) : 事業所における前年度の1月当たりの平均延利用者数901人以上

【市町村指定】(地域密着型サービス)

- 地域密着型通所介護費 : 事業所における利用定員18人以下
- 療養通所介護費 : 事業所における利用定員9人以下

	平成27年4月1日～平成28年3月31日	平成28年4月1日～	参考
都道府県指定	小規模型通所介護費 (平均利用延利用者数300人以下)		利用定員18人以下は地域密着型通所介護に移行する。
	通常規模型通所介護費 (平均利用延利用者数301人以上750人以下)	通常規模型通所介護費 (平均利用延利用者数750人以下)	
	大規模型通所介護費(Ⅰ) (平均利用延利用者数751人以上900人以下)	大規模型通所介護費(Ⅰ) (平均利用延利用者数751人以上900人以下)	
	大規模型通所介護費(Ⅱ) (平均利用延利用者数901人以上)	大規模型通所介護費(Ⅱ) (平均利用延利用者数901人以上)	
	療養通所介護費 (利用定員9人以下)		
市町村指定		地域密着型通所介護費	・ 利用定員18人以下 ・ 運営推進会議の設置 (概ね6月に1回以上開催)
		療養通所介護費	・ 利用定員9人以下 ・ 運営推進会議の設置 (概ね12月に1回以上開催)

(4) 通所介護（大規模型・通常規模型）事業所や小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行・経過措置等

① 通所介護（大規模型・通常規模型）のサテライト型事業所への移行等

- 小規模な通所介護事業所が通所介護（大規模型・通常規模型）事業所のサテライト型事業所へ移行するにあたっては、職員の勤務体制等が一元的に管理されているなど一定の要件（※）を満たす場合に一体的なサービス提供の単位として出張所等を事業所に含めて指定が可能とされている現行のサテライト型事業所の仕組みを活用し、本体事業所とサテライト型事業所を別々に指定するのではなく、一体的なサービス提供の単位として指定することとしている。

※ 一定の要件

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
 - ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
 - ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
 - ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
 - ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。
- このため、今般、通所介護（大規模型・通常規模型）事業所のサテライト型事業所への移行については、同一法人であることを明確化したところである。
 - 各都道府県等の指定権者におかれては、中山間部や離島などだけでなく、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施や経営の安定性の確保の観点などから、サテライト型事業所の積極的な活用を図られたい。
 - 通所介護（大規模・通常規模型）事業所のサテライト型事業所に係る介護職員等の人員や報酬単価の事業所規模区分等の基準・介護報酬の取扱いについては、(8)のQ&A とおりである。

② 小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行・経過措置

- 小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する際に、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所として必要な宿泊室の設置については、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間を整備に係る猶予期間とする経過措置を設けることとしている。
- 経過措置期間においても、宿泊室が設けられていないこと以外は、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての人員基準等を満たす必要があることから、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての通いサービス及び訪問サービスに係る人員基準を満たさない場合は、人員欠如減算（70/100）の対象となる。また、宿泊サービスに関しては、宿泊室を経過措置期間中に設けないことをもっての減算はないが、本体事業所において適切に提供する必要がある。
- 宿泊室の設置を猶予する場合には、指定申請の際、事業者は、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所の整備計画を策定し、市町村に提出することが必要である。
- 経過措置期間中に、宿泊室の整備を計画どおりに実施することができずに事業所が廃止された場合には利用者に不利益が生じる可能性があることから、利用者保護の観点から、市町村におかれては、当該事業所が着実に宿泊室の整備を行い、基準を満たすことが可能な事業所なのかどうか提出された整備計画を踏まえ適切に判断するとともに、経過措置期間中に宿泊室が整備されるように適切に指導されるようお願いしたい。経過措置期間中に宿泊室が整備されず、小規模多機能型居宅介護事業所としての要件を満たさない場合には、事業所の指定が取り消されることとなる。
- なお、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所については、本体事業所と別に指定を受けるものであり、同一法人間に限定しているものではないことに留意されたい。

(5) 権限移譲に伴う事務負担増の軽減等

(運営委員会の実施)

- 小規模な通所介護事業所の多くが地域密着型通所介護に移行することが見込まれることを考慮し、市町村の事務負担増を少しでも軽減するため、地域密着型サービス事業所の指定の際の市町村長による運営委員会の実施等関係者の意見反映のための措置を緩和し、努力義務とした（平成 27 年度施行）。なお、努力義務としたところであるが、関係者の意見聴取はできる限り実施していただきたいと考えている。

(運営推進会議の設置) 一部(3)①再掲

- 地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護における運営推進会議については、事務負担軽減の観点から、他の地域密着型サービスの運営推進会議等の開催回数より緩和し、概ね6月に1回以上開催することとしている。
 - * 療養通所介護については、現行上の基準に規定されている「安全・サービス提供管理委員会」が担う機能を平成28年度以降も引き続き求めることとし、運営推進会議の設置に関する事項については一定の配慮をし、概ね12月に1回以上とする。
- 小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場合等、複数の地域密着型サービスの事業所を併設している場合には、まとめて運営推進会議を開催することも可能である。
- しかしながら、それでもなお、大都市において、事務負担が大きいとのご指摘があると承知しているが、運営推進会議の開催回数等は、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される「参酌すべき基準」であり、市町村の条例で更に開催回数を緩和することが可能である。ただし、この場合、地域との連携や運営の透明性の確保という小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行の趣旨が損なわれることのないよう、運用に留意されたい。
- なお、運営推進会議の実践例については、「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」((社)日本認知症グループホーム協会(平成20年度独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業))等を参考にされたい。ただし、認知症対応型共同生活介護のように外部評価は義務づけていないことに留意されたい。

(事業所番号)

- 小規模な通所介護事業所は、平成28年4月1日以降は地域密着型サービスとしてみなし指定されるが、市町村の事務の省力化の観点から、現行の事業所番号をそのまま使用するものとする。
- 小規模な通所介護事業所のうち、通所介護(大規模型・通常規模型)や小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行を選択した事業所は、サテライトになる本体事業所の番号を使用することになる。

(6) その他の留意事項

(公募制)

- 地域密着型通所介護、療養通所介護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の普及のために設けられた介護保険法上の公募指定の仕組みの導入はしていない。

(住所地特例)

- 以前の住所地特例では、対象者が住所地の市町村の指定した地域密着型サービスを使えないという課題があったが、平成27年度から、住所地特例対象者に限り、住所地市町村の指定を受けた地域密着型サービスを使えるようにしており、平成28年度からは地域密着型通所介護、療養通所介護も使えることとなる。

(指定指導)

- 介護予防通所介護の指定を併せて受けている通所介護事業所が、地域密着型通所介護事業所に移行する場合、予防給付の通所介護が地域支援事業へ移行するまでの間、当該事業所に対しては、地域密着型通所介護事業所としての指定指導を市町村が行い、介護予防通所介護事業所としての指定指導を都道府県等が行うため、適切な連携を図る必要がある。
- 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行に伴う指導等の都道府県と市町村の役割分担等について整理しているので、参考にされたい。

小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行に伴う指導等の市町村と都道府県の役割分担等について

具体的な事務・権限の内容	役割分担		留意点
	市町村	都道府県	
【指定事務】 ・地域密着型サービス事業者の指定[法第78条の2]	申請窓口や書類の確認等の事務について、法人への委託を推進。		
【集団指導】 ・指定等の権限を持つサービス事業者等に対する講習等[法第23条及び法第24条]	○市町村は都道府県と連携して実施することも可能。 ○市町村事務受託法人への委託を推進。	○小規模以外の通所介護に係る集団指導は、都道府県が今後行うことから、市町村と連携して実施。 ○委託先の確保（市町村事務受託法人の指定）。	
【実地指導】 ・都道府県又は市町村が単独で実施（一般指導） ・厚生労働省及び都道府県又は市町村が合同で実施（合同指導）[法第23条及び法第24条]	○実地指導は市町村が実施するが、都道府県と連携して実施することも可能。 ○市町村事務受託法人への委託を推進。	○通所介護等の実地指導は、都道府県が現在行っていることから、都道府県は市町村の要請に応じ、協力して実地指導を実施することに配慮。 ○委託先の確保（市町村事務受託法人の指定）。	都道府県と連携して実地指導を行うとした場合は、市町村は指定書類を都道府県と共有。
【監査】 ・サービス事業者の事業所、事務所等の設備、帳簿書類等の検査(実地検査)[法第78条の7]	市町村が実施。	必要があると認めるときは、市町村からの報告を求め、助言を行う。 [法第197条]	
【勧告等】 ・勧告、命令等[法第78条の9] ・指定の取消等[法第78条の10]	市町村が実施。	必要があると認めるときは、市町村からの報告を求め、助言を行う。 [法第197条]	

(注) 法：介護保険法

- なお、みなし指定の対象は、平成 28 年 4 月 1 日時点で通所介護としての指定を有する事業所であるため、指定の有効期限が平成 28 年 3 月 31 日の通所介護事業所は、みなし指定の対象とはならないことから、円滑な移行が図られるよう平成 28 年 3 月 31 日以前に都道府県等に更新申請を行う必要があるので、留意されたい。

(指定通所介護と第一号通所事業を一体的に実施する場合の定員の取扱い)

- 指定通所介護と第一号通所事業(従前の介護予防通所介護に相当するサービスや、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA))を一体的に行う場合の利用定員は、
 - ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者(要介護者)と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者(要支援者等)との合算で、利用定員を定め、
 - ・ これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者(要支援者等)で利用定員を定めることとしている。
- したがって、通所型サービスAの利用定員に関わらず、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの合計定員が 18 名以下の場合において、地域密着型通所介護への移行対象となる。

(都道府県、市町村の必要な事務(再周知))

- 平成 26 年 11 月 10 日の全国介護保険担当課長会議において、地域密着型通所介護への移行に当たっての市町村、都道府県において必要な事務等は、以下のことが考えられるので参考にしながら準備を進めていただきたい旨連絡しているが、遺漏ないよう再度確認されたい。

【都道府県の事務】

- ・ 事業所説明会の実施(個別事業所の意向確認、質問等への対応)
- ・ 管内市町村に対する指定事務・監査指導事務説明会の実施
- ・ 市町村からの過去の指導事例等の照会対応
- ・ 事業者からのみなし指定辞退の申出の受付
- ・ みなし指定辞退の申出があった事業所や移行する事業所の取りまとめ
- ・ 事業所台帳システムの改修
- ・ 事業所台帳への登録
- ・ 国保連合会への事業所台帳の送付
- ・ 管内市町村への指定に係る必要書類、業務管理体制に係る届出に係る必要書類の事務引継ぎ

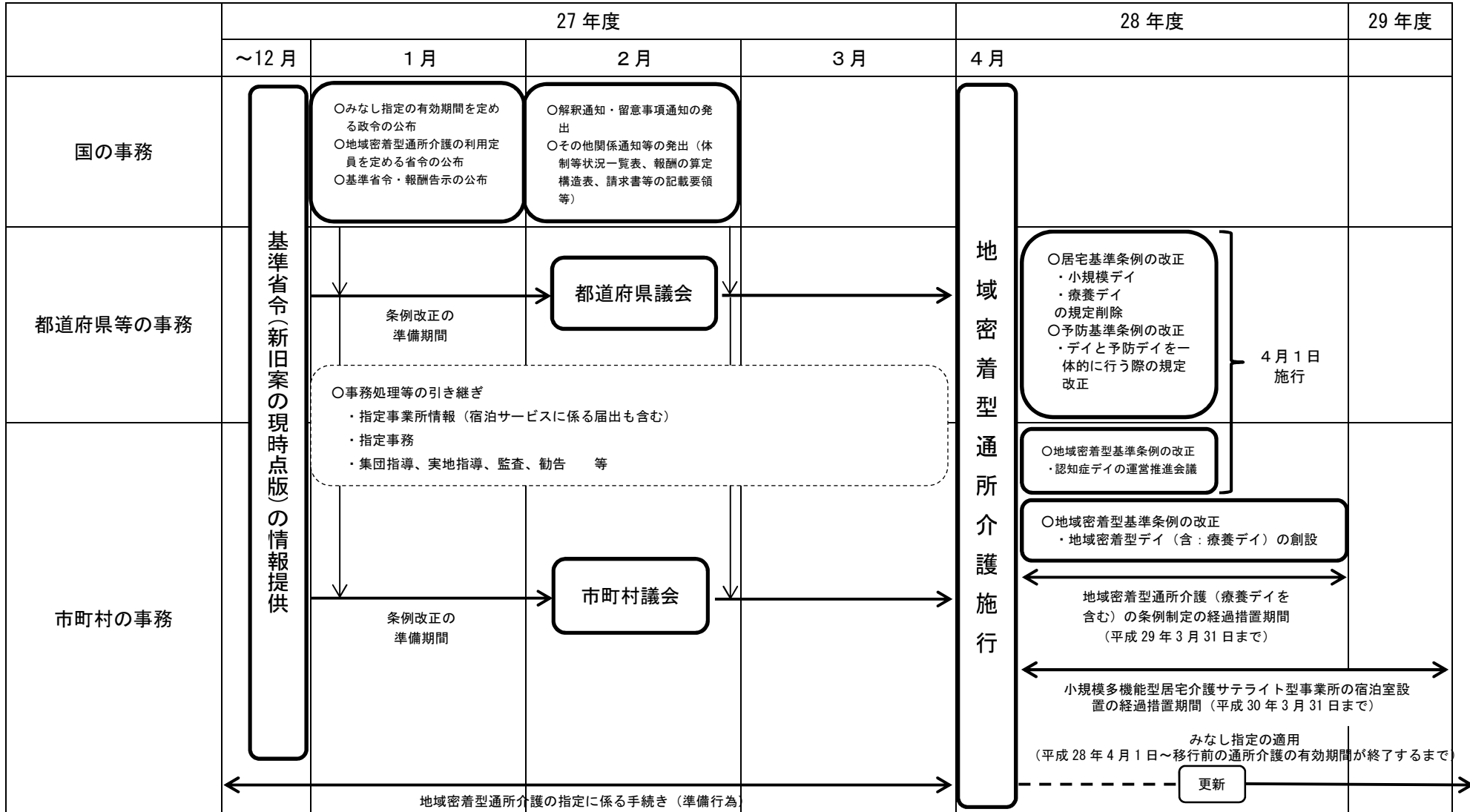
【市町村の事務】

- ・ 都道府県と連携しつつ、適宜事業所に対して改正の内容等の説明会の実施

- ・ 事業所数が多い市町村は、指定・指導事務の増加への人員体制の整備や事務の委託
- ・ 事業所からのみなし指定辞退の申出を受付
- ・ みなし指定辞退の申出があった事業所について、利用者が継続的にサービスを利用できるように調整
- ・ 都道府県から事業所情報の受け取り
- ・ 都道府県から必要書類、指導監査の方法や事業所に関する情報の引継ぎ
- ・ 事業所の指定について施行日において事業開始を希望する場合の指定手続きを定める
- ・ 事業所台帳システムの改修又は導入

※ 平成 28 年 4 月 1 日に地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされた事業所に関する情報については、市町村は当該事業所の情報を有していないが、指定事務が都道府県から市町村に移管されたことを踏まえ、基本的には市町村は都道府県から必要書類等の引継ぎを受けるものと考えている。

(7) 今後のスケジュール



(8) 通所介護事業所のサテライト事業所に係る基準・介護報酬等のQ&A

【人員及び設備等の基準】

<人員基準>

問1 サテライト型事業所は本体事業所と同様の人員を配置する必要があるのか。

(答)

- サテライト型事業所は、地域密着型介護老人福祉施設のサテライト型居住施設等のように人員基準が緩和されているわけではないが、現行の規定でも、本体事業所との密接かつ適切な連携が図られるものであることを前提として、看護職員はサテライト型事業所にも従事可能であり、利用者に対する処遇等が適切に行われることを要件として、管理者、生活相談員、機能訓練指導員は本体事業所とサテライト型事業所における同職との兼務可能である。
- なお、介護職員については、本体事業所とサテライト型事業所でそれぞれ配置する。

<本体事業所（20名）とサテライト型事業所（10名）の人員配置例>

人員	本体事業所	サテライト型事業所
管理者	1人	1人（本体との兼務可）
生活相談員	1人	1人（本体との兼務可）
介護職員	2人	1人
看護職員	1人	1人 （本体と密接かつ適切な連携が図られる場合、サテライト型にも従事可）
機能訓練指導員	1人	1人（本体との兼務可）

<設備基準>

問2 本体事業所とサテライト型事業所について、それぞれの利用定員を定めるのか。

(答)

- 利用定員については、事業所において同時にサービス提供の提供を受けることができる利用者の数の上限であり、同一時間帯に当該利用定員を超える利用者を受け入れることはできないということである。
- したがって、サテライト型事業所を設置する場合の利用定員については、原則として、本体事業所とサテライト型事業所との合算で定める。
- ただし、例えば、本体事業所が午前、サテライト型事業所が午後と、全く別時間帯にサービス提供する場合は、本体事業所又はサテライト型事業所のいずれか大きい利用定員がその事業所全体の利用定員となる。

問3 本体事業所とサテライト型事業所との距離には制限があるのか。また、小規模多機能型居宅介護事業所のように、本体1箇所に対するサテライト事業所の箇所数の制限があるのか。

(答)

- 本体事業所とサテライト型事業所との間の距離は、地域の実情等に応じてサービス提供するため、一概に示すことはできないが、両事業所が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。
- また、サテライト型事業所は、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の整備、効率的な事業実施や経営の安定性の確保の観点から設置するものであり、本体1箇所に対するサテライト型事業所の箇所数の制限はない。

問4 サテライト型事業所は本体事業所と同様の設備が設置されていなければならないのか。

(答)

- サテライト型事業所は必ずしも本体事業所と同様の設備が設置されている必要はないが、利用者に対するサービス提供に支障がないよう、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室等、基準上必要な設備を可能な限りサテライト事業所にも設置するものとする。

【介護報酬】

<事業所規模区分の取扱い>

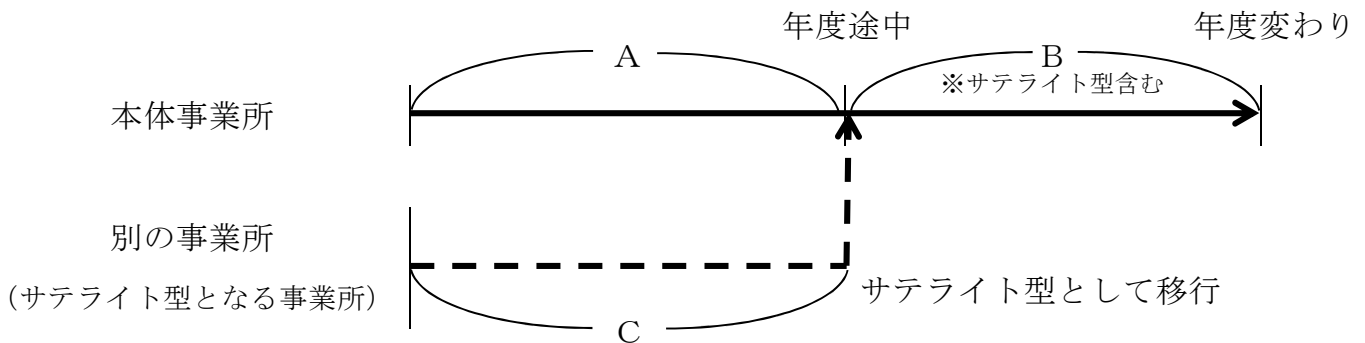
問5 通所介護事業所の事業所規模区分の計算に当たっては、

- ① 原則として、前年度の1月当たりの利用者数により、
 - ② 例外的に、前年度の実績が6月に満たない又は前年度から定員を25%以上変更して事業を行う事業者においては、便宜上、利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数により、
- 事業所規模の区分を判断することとなっているが、サテライト型事業所を設置している場合、①の利用者数、②の利用定員について、それぞれどのように考えればよいか。

(答)

(①について)

- 事業所規模の区分については、事業所規模の実態を適切に反映させる方法により決定されるべきであるため、サテライト型事業所の利用者数を含めて計算する。
- ただし、年度の途中で、別の事業所がサテライト型事業所として移行してきた場合、利用者数に含めて計算するのは、以下のA+B（Cは含めない）となる。



(②について)

- サテライト型事業所の利用定員を含めて計算する。

<加算・減算>

問6 サテライト型事業所を設置する場合における加算・減算の取扱い如何。

(答)

- 加算・減算の取扱いとしては、①事業所単位で算定するものと、②本体とサテライト型のそれぞれの事業所で算定するもの、の2つのパターンがあるが、整理すると以下のとおりである。

①事業所単位で算定するもの	②本体とサテライト型のそれぞれの事業所で算定するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員超過利用減算 ・ 人員基準欠如減算 ・ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ・ 中重度者ケア体制加算 (※除く) ・ 認知症加算 (※除く) ・ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)・(Ⅱ) ・ 介護職員処遇改善加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延長加算 ・ 入浴介助加算 ・ 個別機能訓練加算 (Ⅰ)・(Ⅱ) ・ 若年性認知症利用者受入加算 ・ 栄養改善加算 ・ 口腔機能向上加算 ・ 同一建物減算 ・ 送迎減算

(※) 27. 4. 30 事務連絡「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 2) (平成 27 年 4 月 30 日)」の送付について

(認知症加算・中重度者ケア体制加算について)

(問1) サテライト事業所において加算を算定するにあたり、認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つである専従の認知症介護実践者研修等修了者又は看護職員は、通所介護を行う時間帯を通じて本体事業所に1名以上配置されていればよいか。

(答) 認知症加算・中重度者ケア体制加算は、認知症高齢者や重度要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所を評価する加算であることから、通所介護を行う時間帯を通じてサテライト事業所に1名以上の配置がなければ、加算を算定することはできない。

<地域区分>

問7 A市（2級地）に本拠地のある通所介護事業所が、B市（3級地）にサテライト型事業所を設置した場合、当該サテライト型事業所の通所介護は、地域区分として、2級地で請求することになるのか。

（答）

- 本拠地の2級地ではなく、サテライト型事業所の地域区分である3級地の区分で請求することになる。

<定員超過利用減算>

問8 サテライト型事業所の定員を超過するが、本体事業所を含めた事業所全体の利用定員を超過していない場合に、定員超過利用減算についてどのように考えればよいか。

（答）

- 利用定員については、原則、本体事業所とサテライト型事業所との合算で定める。
- 例えば、利用定員30人の事業所では、本体事業所とサテライト型事業所で合計30人まで同時に受入が可能であるが、仮に定員が、本体事業所20人、サテライト型事業所10人である場合、本体とサテライトそれぞれの事業所の定員を超えたからといって直ちに減算対象になるものではない。
- なお、事業所は適切なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るように努める必要があり、上記の例は、指定取消も含めた指導の対象となるものであることに十分留意されたい。

<サービス提供体制強化加算>

問9 小規模な通所介護事業所について、地域密着型通所介護のみなし指定した場合、事業所自体は都道府県が指定する居宅サービスから市町村が指定する地域密着型サービスに移行するが、サービス提供体制強化加算を算定する上で、前年度の職員の割合はどのように算出すればよいか。

（答）

- 地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされた事業所の場合でも、地域密着型通所介護として小規模な通所介護の前年度の実績に基づき職員の割合を算出し、移行前どおり、サービス提供体制強化加算を算定可能である。

【その他】

<地域密着型通所介護の創設に伴う加算の届出>

問 10 加算の届出については、地域密着型通所介護に移行する全ての事業所について変更となるが、届出は必要あるのか。

(答)

- 介護給付費算定に係る体制状況一覧については、その内容に変更がある場合は届出が必要になるが、地域密着型通所介護に移行する事業所全てが変更になるもののため、指定権者において対応可能であれば届出は必要ない。

担当：老健局振興課基準第二係（内線 3987）